

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令案に関する
意見募集の結果について

令和8年3月31日
こども家庭庁成育局保育政策課

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令案について、令和8年1月21日（水）から同年2月14日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
地方公共団体情報システム標準化基準内閣府令案に対する意見（マイナンバー必須化反対と代替手段保証の提案） 地方公共団体情報システムの標準化基準でマイナンバーカード・オンライン申請を事実上必須化する方向性は、国民の負担増大と格差拡大を招くだけです。 標準化でデータ連携・クラウド利用が進むのは理解しますが、マイナンバーカード未取得者（高齢者・低所得層の約20%、総務省2025年データ）が行政手続きから排除されるリスクがあります。オンライン申請の拡大は便利ですが、ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされます。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。 不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策を強化するたびに新たなコスト（装置導入・手続き時間）と負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してください。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して行政手続きを利用できる仕組みにすべきです。 行政サービスは生活必需品です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。内閣府令案の見直しを強く求めます。	御意見として承ります。